

【第3回市中協議】「全銀協 TIBOR 改革の実施に向けた『全銀協 TIBOR 行動規範』等の一部改正案について」で寄せられたご意見について

- 平成 28 年 11 月 30 日公表の第 3 回市中協議文書「全銀協 TIBOR 改革の実施に向けた『全銀協 TIBOR 行動規範』等の一部改正案について」（平成 28 年 12 月 29 日意見受付期限）に対して寄せられた意見の概要および当運営機関の考え方は下表のとおりです。
- 意見受付期限までに、合計 3 社・団体からコメントをいただきました。ご協力いただいた皆様方には厚くお礼申しあげます。

第 3 回市中協議 意見照会事項	寄せられた主なご意見の概要	当運営機関の考え方
(1) 呈示レート の算出・決定プ ロセス	<p>○呈示レート算出・決定プロセスの客観性・透明性の向上が期待される内容だが、実取引が少ない現況下、LIBOR 改革の方向性にも鑑み、追加的な対応（以下の 2 点）を要望する。</p> <p>①算出・決定プロセスに利用する実取引データの客観性を高めるため、運営機関が実取引データを体系的に取得し中央決定する態勢を構築すること</p> <p>②低金利環境の継続を踏まえ、リファレンス・バンクの呈示レート桁数を小数第 2 位までから小数第 3 位までにする</p>	<p>➤ 金融指標が満たすべき IOSCO 原則の遵守状況について、当運営機関は過去に IOSCO によるレビューを受けています。平成 27 年 8 月のレビューの結果では、第 3 回市中協議で示したウォーター・フォール構造にもとづく全銀協 TIBOR 改革の早期実施が推奨されています。したがって、今回示したスケジュールにより、IOSCO が求める TIBOR 改革を実施させていただきます。</p> <p>➤ ご要望の①②は、市場慣行および関係者のシステム等への影響が大きく、実務上のフィージビリティ等の検討と実施に向けたデュープロセスが不可欠です。このため、将来的な研究課題とさせていただきます。</p>
(2) 公表時間の 変更	<p>○TIBOR 参照取引を含む融資が集中する四半期末の実務処理への影響等を考慮し、可能であれば、現行の公表時間（「当日正午まで」）を維持することを要望する。</p>	<p>➤ 全銀協 TIBOR レートの正確な算出・公表の確保による信頼性維持の重要性を勘案し、原案どおり「当日午後 1 時まで」に公表時間を変更させていただきます。繁忙日等における実務等でご不便をおかけすることとなりますが、ご理解ください。</p>

第3回市中協議 意見照会事項	寄せられた主なご意見の概要	当運営機関の考え方
	○取引所および市場参加者が、変更に係る規則整備やシステムの確認を行うことのできる相応の対応期間の確保を要望する。	▶ TIBOR 改革の実施まで4か月以上の期間を設けさせていただいたうえで、全銀協 TIBOR 改革の実施日となる平成 29 年 7 月 24 日（月）から公表時間を変更させていただきます。
(3) 2 か月物テナーの廃止	(コメントなし)	▶ 原案どおり、「平成 31 年 3 月最終営業日」を期限とする経過措置期間経過後に 2 か月物テナーを廃止させていただきます。
(4) 個別リファレンス・バンクの呈示レートの同時公表停止	○個別リファレンス・バンクの呈示レートの利用者の存在や、経過措置の必要性は理解するものの、呈示レートの即時参照性の維持による不正操作のインセンティブが残ることを鑑み、「平成 31 年 3 月末日」を期限とする経過措置期間の短縮を要望する。	▶ 利用者の存在等を考慮し、原案どおり「平成 31 年 3 月末日」を期限とする経過措置期間経過後に、個別リファレンス・バンクの呈示レートの同時公表を停止させていただきます。 ▶ ご指摘の「不正操作のインセンティブ」の趣旨は、個別リファレンス・バンクの呈示レートが信用力を測る指標と認識されることに由来する不正へのご懸念と理解します。この点、全銀協 TIBOR の定義は「プライム・バンク間の取引を想定した場合の市場実勢」であること、今般の TIBOR 改革により統一・明確化される実取引データを利用する呈示レートの算出・決定プロセスによる外部監査等が義務付けられていること等、不正操作の可能性を極力排除する態勢としております。

以 上